



流山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査及び同条第2項の規定による行政監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

平成29年2月16日

流山市監査委員 佐々木 健一



流山市監査委員 中 川 弘



平成 2 8 年度

# 定期・行政監査報告書

流山市監査委員

# 目 次

第 1	監査を実施した監査委員名 .....	1
第 2	監査の種類 .....	1
第 3	監査の期間 .....	1
第 4	監査の対象部局 .....	1
第 5	監査の内容 .....	2
1	対象範囲及び監査の方法 .....	2
2	定期監査重点事項 .....	2
3	行政監査テーマ .....	2
第 6	定期監査 .....	2
1	重点事項 .....	2
2	総合意見 .....	3
( 1 )	財務に関する事務について .....	3
( 2 )	随意契約の事務手続について .....	3
3	個別意見 .....	3
( 1 )	指摘事項 .....	5
( 2 )	検討・要望事項 .....	6
( 3 )	注意事項（措置対象外） .....	6
第 7	行政監査 .....	7
1	監査テーマ .....	7
2	監査の目的 .....	7
3	現状と課題 .....	7
4	個別意見 .....	8
( 1 )	指摘事項 .....	8
( 2 )	検討・要望事項 .....	9
	情報システム一覧 .....	11

## 平成28年度流山市定期・行政監査報告

### 第1 監査を実施した監査委員名

佐々木 健一  
中川 弘

### 第2 監査の種類

定期・行政監査

### 第3 監査の期間

自 平成28年9月6日  
至 平成29年1月26日

### 第4 監査の対象部局

監査の実施に当たっては、市長部局、上下水道局、教育委員会及び行政委員会事務局等の全てを対象とした。

監査の実施状況は、次表のとおりである。

#### 監査実施状況

対象部局名	実施月	対象事務事業の期間
総合政策部、総務部、 財政部、経済振興部、 農業委員会事務局、 学校教育部、生涯学習部	10月	4月1日から8月31日まで
市民生活部、健康福祉部、 子ども家庭部、環境部、 議会事務局、 選挙管理委員会事務局、 監査委員事務局、消防本部	11月	4月1日から9月30日まで
都市計画部、都市整備部、 土木部、会計課、 上下水道局	12月	4月1日から10月31日まで

## 第5 監査の内容

### 1 対象範囲及び監査の方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているか、また、事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかを主眼として、監査の対象部局に係る事務事業について、次のとおり関係書類の提出を求め、かつ、関係職員から説明を聴取して実施した。

- ・職員配置及び主要事務分担
- ・課の年間事務・事業の実施状況
- ・予算執行状況（歳入）
- ・予算執行状況（歳出）
- ・工事請負契約状況（随意契約分）
- ・委託契約状況（随意契約分）
- ・情報セキュリティ意識調査

また、監査を効果的に実施するため、平成28年度監査等年間計画に基づき、次の事項を重点的に監査することとした。

### 2 定期監査重点事項 随意契約について

着眼点：随意契約の事務手続は適正に行われているか。

### 3 行政監査テーマ 情報セキュリティ対策について

着眼点：情報セキュリティ対策が適正に行われているか。

## 第6 定期監査

### 1 重点事項

定期監査は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて、市の財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、市の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施するものである。

本年度の定期監査は、130万円以下の工事請負費及び50万円以下の委託料を対象に、随意契約の事務手続を重点事項とした。

## 2 総合意見

### (1) 財務に関する事務について

財務に係る事務については、調定票及び支出負担行為票の起票漏れが散見された。また、過年度支出を含む支払遅延や業務完了から支払までに時間を要しているものも確認された。

担当職員はもちろんのこと全職員が再発防止策を図るとともに、厳正なチェック体制を構築し、適正な伝票事務を徹底されたい。

### (2) 随意契約の事務手続について

随意契約については、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号。以下「規則」という。）及び流山市契約事務取扱要領（平成4年12月18日制定。以下「契約事務取扱要領」という。）等に基づき、おおむね適正に事務が行われていた。また、小破修繕工事については、昭和59年に制定された「小破修繕工事事務処理要領」に基づき、おおむね適正に事務が行われていた。

しかし、予算執行伺書を省略できない契約案件にもかかわらず起票していないものや独自の様式を使用して契約事務手続を行っているものなどが確認された。規則等に基づく適正な契約事務を徹底されたい。

## 3 個別意見

監査の結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたが、事務事業の一部について「部局別指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 定期監査 部局別指摘事項等一覧】

部局名	指摘事項							計	検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			
総合政策部								0	0	0
総務部								0	0	3
財政部	2							2	0	0
市民生活部								0	0	1
健康福祉部	1							1	0	1
子ども家庭部								0	0	2
経済振興部								0	0	0
環境部								0	0	1
都市計画部								0	0	1
都市整備部	1							1	1	1
土木部	1							1	2	3
会計課								0	0	0
上下水道局	1							1	0	2
議会事務局								0	0	2
選挙管理委員会事務局								0	0	0
監査委員事務局								0	0	0
農業委員会事務局								0	0	0
学校教育部								0	0	0
生涯学習部	1							1	0	1
消防本部								0	0	1
合計	7	0	0	0	0	0	0	7	3	19

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

## ( 1 ) 指摘事項

・委託料の予算執行は、予算執行伺書を省略することができないが、予算執行伺書を起票することなく契約事務手続を行っていた。規則及び契約事務取扱要領等に基づく適正な契約事務手続を求める。

[軽自動車税チラシ封入封緘処理業務委託] ( 財政部市民税課 )

[LANケーブル及びハブ増設業務委託] ( 健康福祉部障害者支援課 )

・契約締結後、遑って支出負担行為票を起票し支出処理を行っていた。また、昨年度に引き続き今年度においても納品から支払までに時間を要した。規則に基づく適正な支払事務を求める。

[軽自動車税チラシ封入封緘処理業務委託] ( 財政部市民税課 )

・小破修繕工事について、情報処理カード以外の様式で契約事務手続を行っていた。小破修繕工事事務処理要領等に基づく適正な契約事務手続を求める。

[62街区地下水処理小破修繕工事、27街区・側溝切回し小破修繕工事] ( 都市整備部西平井・鱈ヶ崎地区区画整理事務所 )

・情報処理カードの受付日から小破修繕工事の実施までに日数を要している案件が散見された。小破修繕工事事務処理要領の目的である迅速・円滑な処理と整合しないことから、契約事務取扱要領及び小破修繕工事事務処理要領等に基づく適正な契約事務手続を求める。( 土木部道路管理課 )

・工事請負契約について、市の小破修繕工事事務処理要領を明確な定めがなく準用し、情報処理カードによる契約事務手続を行っていたことから、流山市上下水道局契約事務取扱要領(平成16年4月1日制定)に基づく適正な契約事務手続を求める。また、決裁区分の誤りについても、適正な事務手続を徹底されたい。

( 上下水道局下水道建設課 )

・過年度分の支払漏れがあった。規則に基づく適正な手続を求めるとともに、支払事務の改善を図られたい。

[ゆうゆう大学等講師謝礼] ( 生涯学習部公民館 )



## ( 2 ) 検討・要望事項

契約事務取扱要領第12条第2項では、小規模な修繕で、かつ、施設又は工作物の利用上又は設置上緊急を要するものとしてあらかじめ発注手続について契約担当部課長の合議を経て、市長決裁を受けたものは、その手続に従って契約を締結できるとなっている。

今回、都市整備部、土木部及び上下水道局の小破修繕工事について、小破修繕工事事務処理要領に基づき手続が行われていることを確認したものの、当初、要領が適用されていた範囲以外の部署においても明確な定めがないまま準用されていることが明らかとなった。

また、小破修繕工事については、緊急を要するものや工期の短いものが多いなどの理由から、工程表などの附属書類が添付されていないことを確認した。これは、十分な検討がなされないままに請書を使用していたという運用に原因があるものと考えられる。

このことから、小破修繕工事関係部局及び契約担当部局等と調整し、小破修繕工事事務手続とその他の契約事務手続との整合を図るとともに、必要な要領改正等を要望するものである。(都市整備部西平井・鱒ヶ崎地区区画整理事務所、土木部道路管理課・河川課)

## ( 3 ) 注意事項(措置対象外)

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表2 定期監査 部局課別注意事項一覧】

注意事項	部局課等名
・契約締結後に支出負担行為票が起票されていたもの	総務部総務課
・予算執行伺書起票前に支出負担行為票が起票されていたもの	総務部総務課
・予算執行伺書の決裁区分に誤りがあったもの	総務部総務課、市民生活部防災危機管理課、土木部道路建設課、生涯学習部公民館、議会事務局、上下水道局下水道建設課
・年度当初に起票すべき支出負担行為票が未起票であったもの	議会事務局、子ども家庭部保育課
・見積業者選定数に誤りがあったもの	健康福祉部健康増進課、土木部河川課、上下水道局経營業務課
・調定票が未起票であったもの	子ども家庭部保育課
・予算の充当を要する契約案件で、予算執行伺書に必要な合議が漏れていたもの	消防本部消防防災課
・予算執行伺書に1社特定理由の記載がなかったもの	環境部クリーンセンター、都市計画部建築住宅課
・予算執行伺書に見積書を徴さない理由や根拠等の記載がなかったもの	都市整備部まちづくり推進課

## 第7 行政監査

### 1 監査テーマ

情報セキュリティ対策について

### 2 監査の目的

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」に基づく個人番号いわゆるマイナンバー制度の運用開始、日本年金機構の大規模な情報漏洩事件や中野区の臨時職員による個人情報の悪用等を受け、情報セキュリティ対策への取組の重要性はますます増大している。

本市においても平成15年4月「流山市情報セキュリティポリシー」を定め、これまでも2年ごとに対象システムを抽出し外部委託によるシステム監査を実施してきているが、システムのエンドユーザーまで含む全庁的な情報セキュリティ監査は実施されていない。

そこで、汎用パソコンその他専用パソコンまでを対象として「流山市情報セキュリティポリシー」に基づいた対策等について、その現状把握を主眼とし、課単位での情報セキュリティ意識調査票（監査資料）への記入とその後の各部局へのヒアリングにより監査を実施することとした。

### 3 現状と課題

監査の結果、全部局において「流山市情報セキュリティポリシー」が、職員全員に周知徹底されているとは言い難い状況であった。

その原因として、「流山市情報セキュリティポリシー」はシステムの構築・保守・運用・一般利用等全般にわたって記述されており、専門知識が必要なだけでなくその表現も抽象的なことから個々の職員がやるべきことを理解しにくい点が挙げられる。

さらに、「流山市情報セキュリティポリシー」を具現化するための実施手順の整備が、全てのシステム（特に小規模なシステム）において適切に整備されていないことや「流山市情報セキュリティポリシー」及び実施手順の継続的・定期的な教育も十分とはいえないことが明らかとなった。

このため、早急に「流山市情報セキュリティポリシー」及び実施手順の改善が求められている。

また、監査資料により集計した庁内の情報システムは、後掲「情報システム一覧」のとおりである。

なお、「流山市情報セキュリティポリシー」を構成する第1章「情報セキュリティ基本方針」は公開、第2章「情報セキュリティ対策基準」は非公開のため監査資料の多くを非公開の取扱いとした。

#### 4 個別意見

監査の結果、事務事業の一部について「指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項が認められた（表3）。

指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領により通知を求めるものとする。

【表3 行政監査 指摘事項等一覧】

部局名	指 摘 事 項								検討 要望 事項	注意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
総合政策部			1		3			4	1	0
合計	0	0	1	0	3	0	0	4	1	0

[指摘事項]

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

[検討・要望事項]

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

[注意事項]

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

#### (1) 指摘事項

以下の対応について順次計画、実行されたい。

（総合政策部行政改革推進課）

・「流山市情報セキュリティポリシー」の速やかな見直しと今後の庁内での定期的な見直し体制の整備について

「流山市情報セキュリティポリシー」は、平成21年1月の改定以来、見直しが行われていない。急速に拡大している脅威への対応としては、不十分と言わざるを得ないので速やかな見直しと、見直しを定期的を実施する体制を整備されたい。

・実施手順の見直しと整備について

情報セキュリティ担当者、情報システム管理者、情報システム担当者、利用者のそれぞれの立場で、やらなければならないことが分かりやすくなるよう情報システムの実施手順を見直すとともに未整備の情報システムについても実施手順の速やかな整備を検討されたい。

大規模な情報システムにおいては個別の実施手順、小規模なシステムにおいてはシステムの類型ごとに汎用実施手順を作成し、これを適用するなど効率的に実施することを検討されたい。

・全ての情報システムの把握について

専用アプリケーションを使用するシステムはスタンドアローン型（PC単体）も含め、庁内に存在する全てのシステムを速やかに把握するよう要望する。

・定期的な情報セキュリティ教育の実施について

セキュリティ教育が不足している部署があることから、毎年全ての部署におけるセキュリティ教育の実施及びその記録を残すように体制を整備し、実施されたい。

## （２）検討・要望事項

国においては今後、職員の不正会計や情報漏洩を防ぐ等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制（以下「内部統制体制」という。）の整備及び運用を県・政令指定都市の長に義務付け、順次市町村にも拡大する内容の地方自治法の改正が予定されている。

内部統制体制の整備及び運用を進めるに当たっては、事務上の様々なリスクのうち、内部統制の対象とするリスクを的確に設定することが重要であるとされているが、今回の定期監査における共通要望事項として各部局に伝達を行った支払遅延といった財務に関する事務の執行におけるリスク及び行政監査のテーマとした情報セキュリティ対策に関するリスクは最低限評価すべきリスクと考えられることから、これらのリスクに対応した、適切な内部統制体制の整備及び運用を要望する。

また、内部統制体制について不断の見直しを行う観点から、地方自治法の改正において、長は、内部統制体制の運用状況を自ら評価することも求められる。したがって、情報セキュリティ対策の取組については、「３ 現状と課題」に記載したような状況を、地方自治法改正後は、長が主体的に評価することとなるため、今回の行政監査における監査手法を参考に、内部統制体制の運用状況の評価体制についての検討も行うよう要望する。特に、情報セキュリティ対策に関しては、「４ 個別意見（１）指摘事項」の記載に基づいて、内部統制体制を速やかに整備及び運用することはもとより、内部統制体制の運用状況を評価する体制についてまで、速やかに構築されたい。

加えて、これら内部統制の制度化は、「 マネジメントの強化」 「

事務の適正性の確保」「 監査委員監査の監査の重点化・質の強化・実効性の確保の推進」「 議会や住民による監視のための必要な判断材料の提供」といった意義がある点を踏まえると、当然に、市が主体性を持って取り組むべきことであり、地方自治法の改正という外的な要請により受動的に着手すべきものではないともいえるため、情報セキュリティ対策以外の事務上のリスクに関しても、他の市町村に先駆けて県・政令指定都市と同時期に実施されるよう要望する。

## 情報システム一覧

共通システム凡例 = G W グループウェア

保全 公共施設保全計画システム

積算 土木積算システム

基幹 基幹系システム

部局名	課等名	共通システム				専用システム
		G W	保 全	積 算	基 幹	
総合政策部	秘書広報課					
	企画政策課					
	マーケティング課					
	誘致推進課					
	行政改革推進課					・グループウェアシステム ・基幹系システム
	工事検査室					
総務部	総務課					・流山市例規データベースシステム
	人材育成課					・マイナンバー管理システム ・人事記録システム ・給与計算システム
	財産活用課					・庁内情報システム ・燃料管理システム ・契約事務支援システム ・公共施設保全計画システム ・公会計管理台帳システム
財政部	財政調整課					・財務会計システム
	税制課					・住民記録等基幹系システム（収納・滞納）
	市民税課					・住民税システム ・国税連携システム ・eLTAXシステム ・軽自動車検査情報提供システム
	資産税課					・住民記録等基幹系システム（固定資産税） ・固定資産地図情報管理システム ・地方税ポータルシステム（償却資産）
市民生活部	市民課					・住民記録システム ・戸籍システム
	コミュニティ課					・PIO-NET（国民生活センター消費生活情報）
	防災危機管理課					
	国保年金課					・国民健康保険システム ・国民年金システム

部局名	課等名	共通システム				専用システム
		G W	保 全	積 算	基 幹	
健康福祉部	社会福祉課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定疾病療養者見舞金支給システム</li> <li>・臨時福祉給付金給付システム</li> <li>・災害時要援護者管理システム</li> <li>・生活保護受給者管理システム</li> </ul>
	高齢者生きがい推進課					
	介護支援課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種連携システム（在宅介護者情報共有）</li> <li>・地域包括支援センター支援システム</li> <li>・訪問看護ステーション業務システム</li> <li>・国保連システム</li> <li>・受信報告業務管理システム</li> <li>・介護保険システム</li> <li>・厚生労働省認定システム</li> </ul>
	障害者支援課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者支援システム</li> <li>・障害福祉サービス支給管理システム</li> </ul>
	児童発達支援センター					
	健康増進課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康管理システム</li> </ul>
子ども家庭部	子ども家庭課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童手当システム</li> <li>・児童扶養手当管理システム</li> <li>・ひとり親家庭等医療給付システム</li> <li>・子ども医療システム</li> </ul>
	保育課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育認定システム</li> <li>・保育料システム</li> <li>・幼稚園就園奨励システム</li> </ul>
経済振興部	商工振興課					
	流山本町・利根運河 ツーリズム推進課					
	農業振興課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・耕作台帳システム</li> </ul>
環境部	環境政策・放射能対策課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・青草台帳</li> <li>・畜犬登録管理システム</li> </ul>
	クリーンセンター					
都市計画部	都市計画課					
	建築住宅課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・統合型地図情報システム</li> <li>・公営住宅管理システム</li> <li>・指定道路管理システム</li> </ul>
	宅地課					
都市整備部	まちづくり推進課					
	西平井・鱒ヶ崎地区 区画整理事務所					<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木積算システム（サーバー）</li> </ul>
	みどりの課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・Arc GIS（オープンガーデン、グリーンチェーン認定）</li> </ul>

部局名	課等名	共通システム				専用システム
		G W	保 全	積 算	基 幹	
土木部	道路管理課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路台帳検索システム</li> <li>・窓口タッチパネル（道路台帳閲覧用）</li> <li>・道路占用システム</li> <li>・道路境界確定図作図システム</li> </ul>
	道路建設課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木積算システム（サーバー）</li> </ul>
	河川課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位監視システム</li> <li>・水路台帳閲覧システム</li> </ul>
会計課						
上下水道局	経營業務課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道料金等システム</li> <li>・受益者負担金システム</li> <li>・住民記録等基幹系システム</li> </ul>
	水道工務課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木積算システム（サーバー）</li> <li>・配給水管台帳システム</li> </ul>
	下水道建設課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道台帳管理システム</li> </ul>
議会事務局						
選挙管理委員会事務局						<ul style="list-style-type: none"> <li>・期日前投票システム</li> <li>・裁判員制度対象者抽出処理システム</li> </ul>
監査委員事務局						
農業委員会事務局						<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地台帳システム</li> </ul>
学校教育部	教育総務課					
	学校教育課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学事務支援システム</li> </ul>
	指導課					
生涯学習部	生涯学習課					
	スポーツ振興課					
	公民館					
	図書・博物館					<ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査支援システム</li> <li>・流山市立図書館電算システム</li> </ul>
消防本部	消防総務課					
	予防課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防庁防災情報システム</li> </ul>
	消防防災課					<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防OAシステム</li> </ul>
	中央消防署					
	東消防署					
	南消防署					
	北消防署					